

豊橋市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、本市の基本的な政策等の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定に際し、当該政策等の趣旨、内容等を広く公表し、市民等からそれに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、提出された意見等を考慮して当該政策等に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方等を整理し、その結果を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する基本的な制度又は方針で、直接市民等を対象とするものについて定める条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市の基本方針を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する政策等を策定する場合
- (2) 実質的に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 政策等に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに類する機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定する場合

(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した論点及び実施機関の考え方
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、所管課、じょうほうひろば、市民センターその他実施機関が指定する場所（以下「所管課等」という。）での閲覧及び配布並びに市のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、所管課における閲覧方法により公表することができる。

(事前周知)

第6条 実施機関は、政策等の案を公表するにあたっては、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するほか、広報とよはしをはじめとする多様な情報発信手段を活用し、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

- (1) 政策等の案の名称及び概要
- (2) 政策等の案の入手方法
- (3) 政策等の案に対する意見の提出方法、提出期間

(意見等の募集及び提出期間)

第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の間を設けて、意見等を募集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の決定を行ったときは、提出された意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

(実施状況等の公表)

第10条 市長は、パブリックコメント手続に関する案件について次に掲げる事項を明記した一覧表を作成し、じょうほうひろば及び市のホームページにより常時市民等に公表するものとする。

- (1) 意見募集を行っている政策等の案の名称及び意見募集期間
- (2) 意見募集が終了した政策等の案の名称及び意見募集期間
- (3) 意見募集を予定している政策等の案の名称及び意見募集予定期間

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に意思決定過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に同条に定める事前周知を開始する政策等について適用し、同日前に同条に定める事前周知を開始した政策等については、なお従前の例による。

3 改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に第7条に定める意見等の提出期間が終了する政策等について適用し、同日前に同条に定める意見等の提出期間が終了した政策等については、なお従前の例による。

4 前2項の規定にかかわらず、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。